

令和5年度

第1回学校運営協議会



令和5年5月10日(水) 13:30~

浜松市立佐藤小学校 会議室

次 第

I 日程等説明 13:30～13:40 説明【教頭】

II 授業参観 13:40～14:10

※ 自由参観となります。授業一覧や教室配置図をもとに、参観をお願いします。

III 学校運営協議会 14:20～15:30 全体司会【教頭】

※開催要件確認

1 校長挨拶

2 委員任命書・学校支援コーディネーター委嘱書交付

3 浜松市教育委員会から(CSの説明)

4 自己紹介(委員・学校職員)

5 会長の選出(委員の中から互選)・副会長の選出(会長の指名)

6 議長の選出(本日、出席委員の中から互選、今後の方針確認)

7 会議録・HPへの氏名・写真等の公開についての確認 【CS担当】

8 熟議(説明→質疑・熟議→承認) 進行【議長】

(1) 学校運営の基本方針について 【校長】

(2) 浜松市立佐藤小学校いじめ防止基本方針について 【校長】

(3) 夢育やらまいか事業に対する意見書について 【教頭】

9 報告

10 連絡

(1) 次回以降の日程について

第2回 6月27日(火) 13:30～

第3回 10月12日(木) 13:30～

第4回 2月21日(水) 9:30～

(2) 支払い関係書類等の収集について

令和5年度 浜松市立佐藤小学校運営協議会委員等名簿

【学校運営協議会委員】

役 職	氏 名	ふりがな	
委 員	河合 銀平	かわい ぎんぺい	
委 員	酒井 里江子	さかい りえこ	
委 員	湯山 紀美代	ゆやま きみよ	
委 員	尾上 弘	おのうえ ひろし	
委 員 学校支援CD	安富 小織	やすとみ さおり	
委 員	野中 せつ子	のなか せつこ	
委 員	磯部 栄里子	いそべ えりこ	

【学校職員】

校 長	伊藤 千恵	いとう ちえ	
教 頭	高木 康泰	たかぎ やすひろ	
教務主任 CS担当教員	大石 葉子	おおいし ようこ	
CSディレクター	鈴木 雅子	すずき まさこ	

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

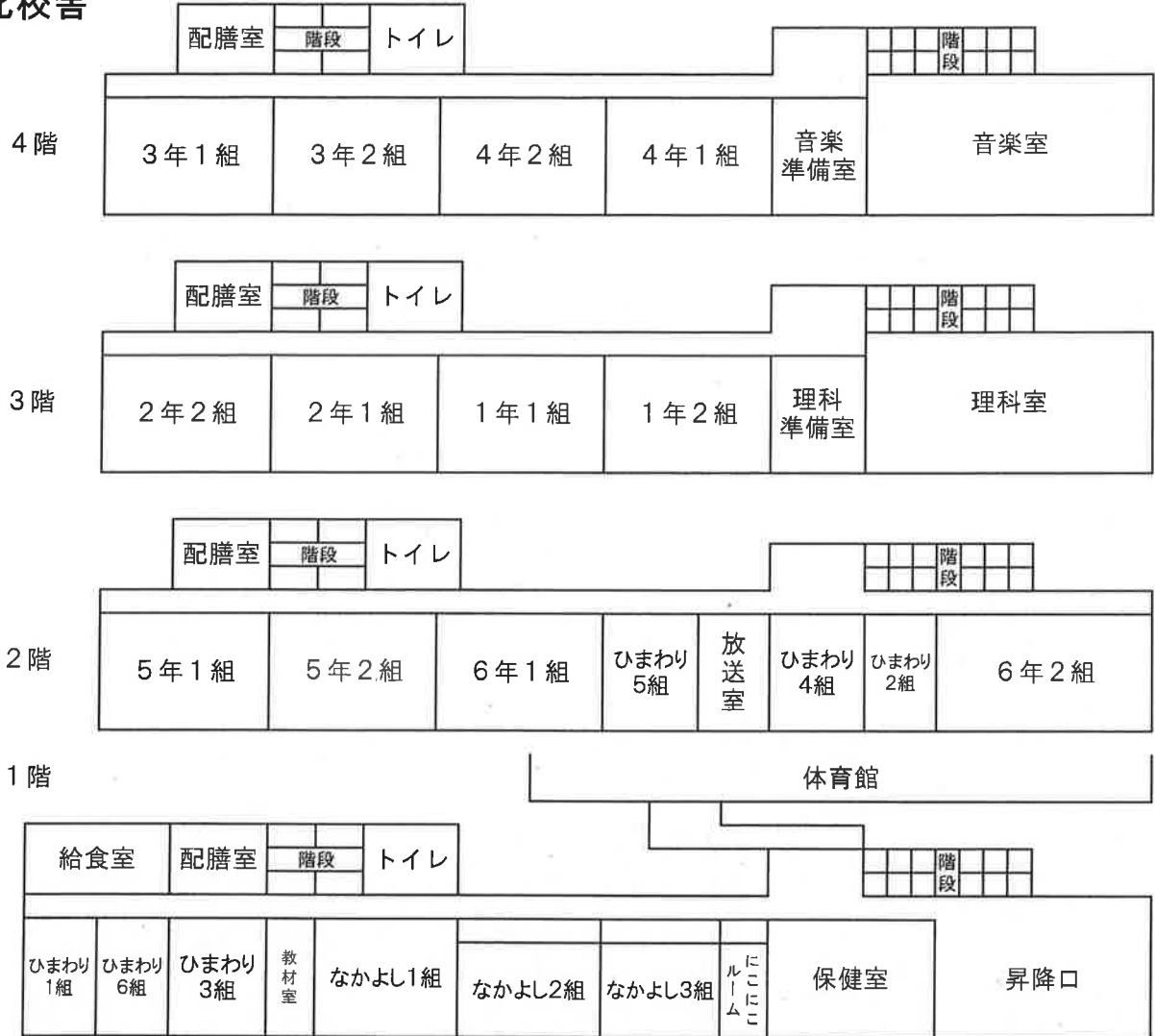
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

授業一覧

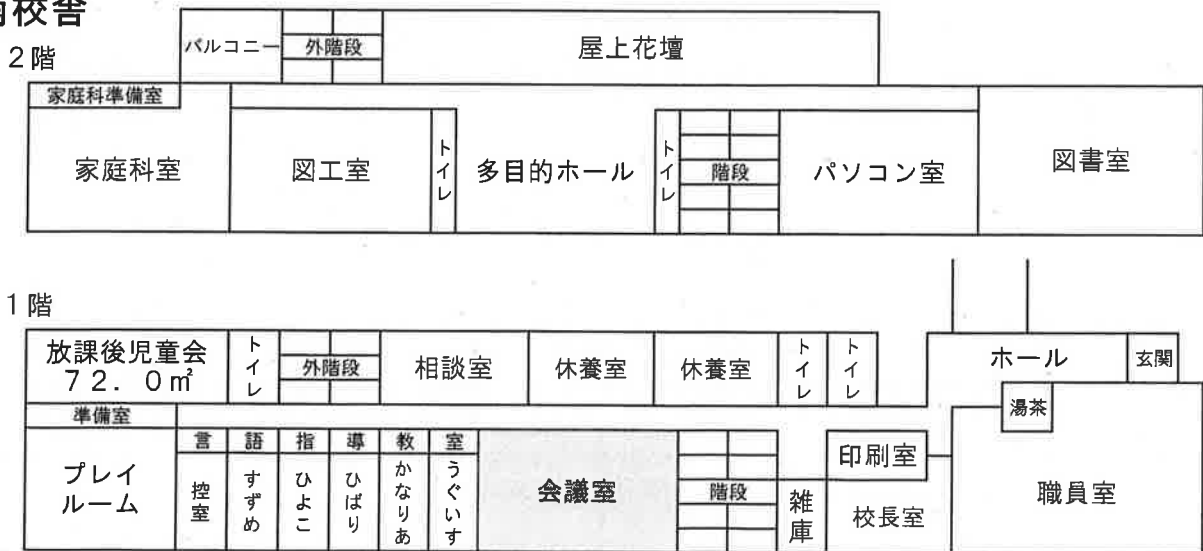
学級	教科	単元名	指導者	会場
1年1組 1年2組	国語	としょかんへいこう	定盛 紀子 竹村 仁志	図書室
2年1組	算数	たし算	村井 亮太	2-1教室
2年2組	書写	てんやかくのくみたて	本多 和彦	2-2教室
3年1組	社会	市の様子	中森 正洋	3-1教室
3年2組	国語	漢字の音と訓	高藤 知子	3-2教室
4年1組	算数	わり算の筆算	伊堂 凜	4-1教室
4年2組	音楽	歌声のひびきを感じ取ろう	袴田 文子	音楽室
5年1組	算数	体積	鈴木 知里	5-1教室
5年2組	外国語	When is your birthday?	木下 涼雅	5-2教室
6年1組	社会	わたしたちのくらしと日本国憲法	新村 貢	6-1教室
6年2組	道徳	父の言葉	足立美有紀	6-2教室
なかよし1 なかよし2 なかよし3	学活	クロムブックをはじめよう	八幡 美和 内山亜佑美 切畠実保子	なかよし1教室
ひまわり1	国語	ききたいな、ともだちのはなし	藤原 亜美	ひまわり1教室
ひまわり2	算数	たし算	中村たまほ	ひまわり2教室
ひまわり3	社会	わたしたちのまち	藤原佐多央	ひまわり3教室
ひまわり4	理科	天気と気温	高崎 理英	ひまわり4教室
ひまわり5	算数	体積	生崎 貴代	ひまわり5教室
ひまわり6	社会	わたしたちのくらしと日本国憲法	塩崎 映子	ひまわり6教室

教室配置図

北校舎



南校舎



丸塚中学校区
目指す子共の姿
人が好き
学校が好き
この街が好き

第3次浜松市教育総合計画
教育理念
未来創造への人づくり
市民協働による人づくり
目指す子供像
自分らしさを大切にする子供
夢と希望を持ち続ける子供
これからの社会を生き
抜くための資質や能力を
育む子供

【目指す学校像】

自分らしくかがやき、共にかがやける居場所がある学校

- 子供も職員も一人一人が認められ、自分のよさを感じられ、自分らしさが発揮できる学校
- 互いに認め合い、支え合い、高め合うことで共に輝ける安心感と居場所のある学校

【校訓】

創造

【学校教育目標】

かがやく子

9年間を見通した小中一貫教育



・自分らしくかがやく ・共にかがやく

㊦ よく考える子

- ・自分の考えをもち主体的に学ぶ子
- ・かかわりの中で学び合う子

○「主体的・対話的で深い学び」の実現

- (1) 校内研修の充実
- (2) ICTの活用
- (3) 授業のユニバーサルデザインの推進

㊧ 思いやる子

- ・自分のよさに気づき互いのよさを認め合う子
- ・よりよい生活を目指して行動する子

○思いやりの心、豊かな心の育成
(心の通う人間関係の素地の育成)

- (1) 考え、議論する道徳科の実践
 - (2) 「こころの日」の実践
 - (3) 「さとっことはままつマナー」の推進
- 子供理解の生徒指導
- (1) かがやき発見の実践
 - (2) ハートタイムの推進
- 共生・共育の推進
- (1) 縦割り活動の実践
 - (2) 発達支援学級の交流及び共同学習の実践

㊨ 健やかな子

- ・目標をもち粘り強く取り組む子
- ・自他の命を大切にする子

○主体的な運動の推進

- (1) 運動量を確保した体育学習
 - (2) 目標を持って取り組む体育的行事
 - (3) 運動の生活化
- 健康・安全に関する指導の推進
- (1) 交通安全指導
 - (2) 保健・安全指導
 - (3) 防災・防犯指導
 - (4) 食育の推進

キャリア教育の推進

- ・かかわろう【人間関係形成・社会形成能力】
- ・みつめよう【自己理解・自己管理能力】
- ・やってみよう【課題対応能力】
- ・つなげよう【キャリアプランニング能力】

発達支援教育の理念を根幹に据えた教育

子供たち一人一人の発達段階と教育的ニーズに応じて健やかな成長発達を支援していく

個に応じた支援

温かな学校・学級風土づくり

学校運営協議会を核とした開かれた学校づくり コミュニティスクール

- 学校行事
- 参観会・懇談会
- 学校だより
- 学年だより
- ホームページ
- 教育相談
- 家庭訪問
- ふれあいタイム

- 自治会長・民生委員と語る会
- 地域人材・学習ボランティアの活用
- 学校間・保幼中交流
- 地域行事への参加
- スポーツ少年団等の活動参加